

声 明

次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて
～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって



令和7年（2025年）4月15日

日 本 学 術 会 議

この声明は、第194回日本学術会議総会において決定したものである。

次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて
～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって

令和 7 年 4 月 15 日
日本学術会議第 194 回総会

昭和 24 (1949) 年 1 月、日本学術会議は、我が国の平和的復興並びに人類社会の福祉への貢献と、世界の学界と連携した学術の進歩への寄与を誓って歩み始めた。前年に制定された現行の「日本学術会議法」は、学界各分野を通じて選出された委員で構成された学術体制刷新委員会において起草された。まさに、科学者の総意の下に、日本学術会議の基本理念や制度が形づくられ、政府による提案と国会における審議を経て、法律として制定されたのである。

その後、日本学術会議法は、政府の提案により二度にわたり改正され、会員選考方法や組織、制度の変更が行われたが、法が掲げる基本理念は維持されてきた。一方、日本学術会議自身も平成 20 (2008) 年に「日本学術会議憲章」を決議し、法制上の位置付けを受け止めつつ、自らの義務と責任の自律的遵守を社会に対して公約してきた。

今般、政府は、日本学術会議の組織のあり方について有識者懇談会を開催して議論を進め、その報告を基に、日本学術会議の法人化を内容とする法律案を閣議決定し、国会に提出した。具体的には、現行の日本学術会議法を廃止し、新たに法人としての日本学術会議を設立する内容である。これに先立ち、日本学術会議は、一年半にわたり政府が開催した有識者懇談会の会合に、正規の構成員とはされなかったものの常に出席し、意見を述べてきたが、当事者である日本学術会議との間で完全な合意には至らなかった。それにもかかわらず、科学者の代表により起草された現行法を廃止し、日本学術会議の理念や組織の骨格を定める内容の法案を政府が提出したことは、遺憾と言わざるを得ない。

今回のような組織改革にあたっては、政府と日本学術会議が互いに議論し、科学者の代表機関である日本学術会議の意見が適切に反映される形での検討が本来のあるべき姿であった。しかし、令和 2 (2020) 年の会員任命において全員が任命されないという不正常的な事態が発生し、日本学術会議と政府の間の信頼関係が損なわれた中でこの議論が始まったのは、極めて残念であった。日本学術会議は、国の機関以外の設置形態とする場合も検討し、ナショナルアカデミーとして組織が満たすべき 5 要件 (①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性) を示すなど、改革に向けて積極的な姿勢を示してきたが、日本学術会議の独立性を損なうのではないかという懸念を常に持ちながら議論に参画せざるを得ず、そし

て、そうした懸念が払拭されないまま行われた法案の国会提出は、改めて非常に残念なことである。

政府が提出した日本学術会議法案は、まず、基本理念において、現行法の前文に規定された内容を踏襲しておらず、「科学が文化国家の基礎」「我が国の平和的復興への貢献」などの理念に代えて、学術の位置付けに関して「人類共有の知的資源」「経済社会の健全な発展の基盤」といった記述に改め、歴史的な背景をも踏まえた、科学者としての決意が表現された法律から、国、政府の側から見た学術への期待を表現する法律に変質させている。

また、この法案に対しては、政府任命の監事による監査、中期的な活動計画や年度計画の策定とそれらに対する内閣府に置かれる評価委員会の関与、選定助言委員会の設置を含む会員の選任の仕組み等について、5要件のうち特に活動面での政府からの独立、会員選考における自主性・独立性が充足されておらず、むしろ独立性の阻害が意図されているのではないかといった懸念が、多くの会員から強く提起された。特に法人発足時及び発足3年後の会員選考について、外部の者の関与を認めるなど現行とは異なる特別な仕組みを規定しており、日本学術会議の継続性の分断を企図しているものと受け取らざるを得ないとの意見も強くあった。総合科学技術・イノベーション会議の議員に指定される職として、従前の「国の行政機関の長」に対し「関係機関の長」を追加しない点に関しては、これまで、国の科学技術・イノベーション政策について、科学者の代表機関の長として、科学者のボトムアップによる意見を反映させるという位置付けに変更を加え、科学者の声を遠ざけようとしているのではないかとの疑念も呈されている。これらも、政府との信頼関係が損なわれている中で検討が進められたことに問題の根底がある。これらの懸念点については、内閣府からは見解が提出されたところではあるが、国会においても、修正の可能性も含め、十分に慎重な審議を望むものである。

日本学術会議は、ナショナルアカデミーとして76年の歴史を有し、南極地域観測や初期の原子力開発、数多くの共同利用研究所、研究機関の創設に関与し、G7の科学アカデミーの一員として、あるいは42に及ぶ国際学術団体に加盟して、世界の学界と連携して学術の進歩に貢献してきた、日本学術会議の理念と位置付けは変わらず存続し、そして、その先も、**学術の振興を通じて文化を育み、平和で豊かな社会を作り、国民の安心して生き甲斐があり、健康で文化的な生活の維持増進に貢献していく。**

我々は、政府に対して、歴史的背景を踏まえた科学者の総意としての理念を掲げた、現行法の前文の趣旨を新たな法案で明記するよう望んできた。日本学術会議は、発足以来、紆余曲折を経ながらも日本の学術とともに発展を続け、国際的にも確固たる地位を築いてきた。これまで日本学術会議が引き継ぎ、そして

発展させてきた理念や使命は、我々科学者自身で確認し、国民、社会に向けて誓約する必要がある。

日本学術会議が、あらゆる立場から独立を保ち、自主的、自律的に科学的助言などの使命を果たすためには、自ら定めるべき理念に従って、その理念が守られる仕組みを作り上げていかなければならない。

例えば、自己評価のために外部の有識者に委嘱する新たな委員会の日本学術会議内への設置や、運営の適正性を確保するための役職の総会での選任など、自ら適切なガバナンスを一層強化していくことが挙げられる。

日本学術会議は、前期に「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」、そして今期に「日本学術会議第26期アクションプラン」を公表し、自ら改革に向けて歩みを進め、タイムリー、スピーディな意思の表出や学術の進むべき方向性の提示、国際活動の強化、国民や経済界等とのコミュニケーションなど様々な取組を実現してきた。日本学術会議は、今次の日本学術会議のあり方に関する議論を糧として、組織改革だけでなく、世界及び国内の社会課題の解決に寄与しつつ、学術の更なる発展のために自ら行動し、さらなる改革を進め、次世代へと引き継いでいくことを、国民、社会に対し約束する。